金木だより

発行所　金木町役場
印刷所　東奥日報社
印刷局

金木だよりは毎月一回発行し、各家庭毎に一部ずつ無料配付しております。

新築保育所が完成
八日に竣工式を挙行

昨年十二月に着工した金木町第二なお竣工式は、花田町長が金木高保育所は去る二十一日町議会議員立会で竣工検査終了の後業者から引渡しをうけた。

同保育所は、母の会の協力を得て自動給水設備をするほか、混成運動器（鉄製のブランコ四、滑台二シーソー二）などのほか砂場、水遊場等を設置する計画が樹てられている。

校及び蒔田小学校々舎新築の起債陳情のため上京中なので、帰朝後の六月八日に行うことになつている。

金木町保育所母の会役員
四月二十四日総会で選任

会長　安田百合子
副会長　鳴海　とき
副会長兼会計　田村ミチエ

る。なお今までせまいところにおしこめられていた子供さん達は、翌九日からこの新保育所に移転することになつている。

監査委員　木村　清巳
庶務　山中　いき
実行委員　△小川町一区新岡富美、荒関キヨ、同町二区新岡富美、荒関キヨ、△本町菊池公△南新町中谷みせ、白川くによ、荒関みつゑ△寺町角田晴、大川ナヨ△田町阿部ミセ、藪元生子△山道町茂木ミヨ、角田とし△米町芳賀すよ、亀山ミチ△三軒町（未定）△柴町浅木貞子、山田キヨ△神明町対馬かね、原田せつ△若松町渋谷きん、小野トミ△朝日町角田ノブ、高橋はつよ△新富町津島リヤウ、丹場ミツエ

第四十五回臨時町議会
（五月二十一日）

①金木高等学校敷地について
②寄附採納について
（イ）蒔田小学校敷地購入費として、学区代表白川兵太郎氏、田中柳吉氏、蒔田小学校P・T・A会長白川由吉、蒔田小学校長山中亀一氏よりの寄附
（ロ）川倉グランド整地費として川倉小学校P・T・A会長泉谷桂太郎氏よりの寄附
（ハ）水防倉庫新築費として神原代表総代前田鳳太郎氏よりの寄附
（ニ）保育所備品として小川町安田百合子氏より寄附
（ホ）一般町費として母の会より寄附
③金木町保育所措置費徴収条例廃止について
④金木町保育所設置条例中一部改正について
⑤昭和二十九年度金木町歳入歳出追加予算について
⑥金木町公会堂使用条例設定について
⑦専決処分報告について
予算外義務負担の件

昨年より四日遅れた
田植えのトップ
蒔田　田中　秋元東五郎　柳吉　の両家

今年の田植えのトップは、蒔田の田中柳吉及び秋元東五郎の両家で、去る二十四日に田中家では保温折衷苗代による農林十七号を、秋元家では普通苗代による農林十七号及び陸奥光を植えつけたが、天候不順夫々植えつけたが、天候不順の本年は昨年より四日遅れている。

金木地区農業改良普及事務所の調査によれば、苗の生育は平年より悪く、昨年は六月六、七日頃が田植えの最盛期であつたが今年は十日頃が最盛期になるのではないかとみている。

（昨年の田植えのトップは五月二十日であつた。）

【写真田中柳吉氏一家の田植】

公会堂使用料条例決る

今後は使用料を徴収されます

五月二十一日の臨時町議会では、今後公会堂を利用する者から、使用料を徴収する『金木町公会堂使用料条例』を原案通り可決したがこれは今まで条例を設定していなかつたので、掃除する人夫又は光熱費として、その時の状況に応じて利用者から、非公式にいただいていたが、現在昼間保育所として開設している関係上保育所の小使いさんや保母さん方にしばしば御迷惑をかけてきたので、この度改めて条例として定めたのである。使用料条例は次の通り

金木町公会堂使用料条例

第一条　金木町公会堂を使用せしめる場合は左の区分により使用料を徴収する。但し町長は使用の性質によつて使用料を減額又は免除することができる。

昼間一、〇〇〇円、夜間八〇〇円。備考＝昼間午前八時半より午後五時まで、夜間午後五時より午後十時まで、昼間使用に際して午前のみ及び午後のみ使用の場合は各半額とする。ストーブ使用の場合は一個につき二百円、火鉢使用の場合は一個につき百円を別に徴収する。映写用電力使用の場合は町長の認定により別に使用料を徴収する。

第二条　左の各号の一に該当する場合は使用を許可しない。

一、火災予防上危険であると認めるとき。
二、その他町長に於いて適当でないと認めるとき。

第三条　使用を許可した場合でも町長に於いて使用を不適当と認めたときは許可を取消すことが出来る。

前項の場合は徴収済の使用料はこれを還付する。

第四条　施設、備品を毀損した場合は使用者においてこれが損害を賠償するものとする。

第五条　公会堂を使用しようとするものは使用の前日迄に公会堂使用許可願書を提出し町長の許可をうけなければならない。

第六条　使用料は使用許可と同時に納付しなければならない。

附則　この条例は公布の日から施行する。

（昭和二十九年五月二十一日）

水田耕作面積と農家人口の異動届出は早く

心配された苗代時期もやや順調に過ぎ、農家の皆さんは田植に忙しい日々を送つていることと存じます。今年も例年の通り、田の異動や農家人口の異動があることと思いますが、役場の方へは未だ届けが来ていないものが多く非常に困つております。殊に人口は県の方へ毎月配給台帳に基いて報告しているので、異動の届出のない場合は認められないことになります。県で認めない人口は役場としても当然認められず、供米の割当が、その人口分多く割当されることになりますから、一日も早く届けるようにして下さい。

【役場へ届ける場合の要領は次の通りです】

1、反別を異動する場合
（イ）地区、地番、反別、自分の組合名、相手方の組合名を明記し組合長の印鑑を捺印のうえ届けること。この際自分及び相手方の印鑑も捺印すること。
（ロ）相手方と二人で役場へ来て届けても良い。その場合印鑑は必ず持参すること。
（ハ）期日は六月二十日までとするがその後の異動はなるべく早く届けること。
（ニ）役場産業課へ届けること。

2、人口異動の場合
（イ）町外から転入の場合は、転出証明を必ず持つて来ること。（嫁、婿、借子その他）
（ロ）町内の転入、転出は役場へ来て口頭で届けてもよい。
（ハ）昨年は認めても本年は認めないから、自分達の配給台帳を見て確認されたい。
（ニ）期日は六月三十日までとするが、その後の異動は九月末日までとしそれ以後は認めない。
（ホ）生れたものは必ず届けること。戸籍の方へ届けても配給の方へ届けなければ認められないことになる。
（ヘ）役場配給係へ届けること。
（ホ）遅くとも七月末日までに届出のない時は認めない。

六月三十日が期限です

今年も桜の植樹
田茂岬に三百本

昨年芦野公園内に五百本の桜を植えたが、町当局では今年も三百本の記念植樹を去る四月二十四日に行つた。

植樹の場所は、現在藤枝の原田彌一郎氏の所有地となつている田茂岬（俗称）で、当日は花田町長、町議会議員全員、金木観光協会役員及び金木商工会役員等多数参加して植樹した。

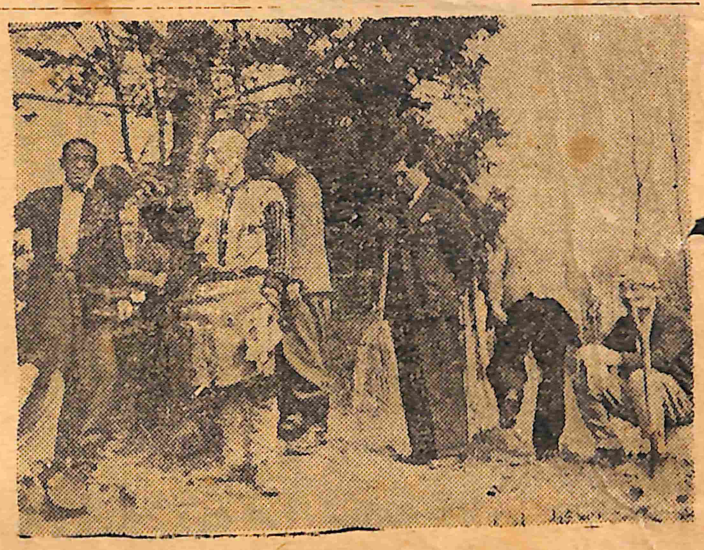

写真＝【町長始め総出の植樹風景】

川倉財産区会議員
六名改選

川倉財産区議会議員の任期満了による一般選挙は五月十日執行されるところ、議員候補者の数が議員定数を超えないので、公職選挙法第百条により投票を行わいことになり、即日選挙会を開会、次の通り当選人を決定した。

一、当選人
金木町大字川倉　泉谷良次郎、其田栄作、泉谷愛太郎、三潟正次、泉谷勝栄、泉谷甚太郎

あしあと

四月十三日　町議会運営委員会
四月十四日　臨時町議会
四月十五日　春季清潔法実施打合せ会
四月十七日　臨時町教育委員会
四月十七日　川倉財産区議会
四月十七日　町農業委員会
四月十七日　日赤金木町協賛委員打合せ会
四月十八日　緊急町議会
四月十八日　ガソリンポンプ修祓式
四月十九日　町選挙管理委員会
四月二十日　四月二十三日　春季清潔法検査
四月二十二日　四月二十三日　月例出納検査
四月二十三日　保育所母の会総会
四月二十四日　公園地内記念植樹
四月二十七日　保育所運営委員会
四月二十九日　保育所母の会緊急役員会
四月二十九日　総合グランド建設打合会
五月一日、二日　青森県統計大会
五月十日　川倉財産区議会議員選挙会
五月十五日　公営住宅竣功立合検査並びに修祓式
五月十七日　川倉財産区議会
五月十七日　水防倉庫建設委員会
五月二十日　月例出納検査
五月二十一日　臨時町議会、保育所竣工検査
五月二十四日　土木常任委員会、保育所運営委員会及び母の会役員合同会議
五月二十五日　五月二十八日　保育所児童身体検査
五月二十六日　定期種痘実施、町内別母の会開始
五月三十日　北洋博巡回宣伝班来町

（告示第15号）

児童福祉法による措置のため保育で支出する費用の限度について左表の通り昭和29年4月1日から適用する

昭和29年5月18日　金木町長　花田一

左表　措置費限度額一覧表（丙地）

①事務費

取容定員又は在籍人員	50人まで	51—60人	61—70人	71—80人	81—90人	91—100人	101—110人	111—120人
月額（日額）	991.00円（33.06）	826.50円（27.55）	907.80円（30.26）	791.10円（26.47）	705.90円（23.53）	729.30円（24.31）	729.30円（24.31）	663.00円（22.10）
取容定員又は在籍人員	121—130人	131—140人	141—150人	151—160人	161—170人	171—180人	181—190人	191—120人
月額（日額）	663.30円（21.11）	588.00円（19.60）	549.00円（18.30）	573.30円（19.11）	539.70円（17.99）	509.70円（16.99）	532.20円（17.74）	505.50円（16.85）

3歳未満の場合は下表による

区分	1人当り加算額
月額（日額）	567.30円（18.96）

②事業費（1人当り日額）

食糧費	その他の事業費
7.10円	2.56円

③採暖費（二級地）

1人当月額	30円

受検申請書は早く

七月 自九日 至十一日 計量器の定期検査

当町役場では計量器の所有者に、五月二十六日まで、計量器受検の申請書を提出するようお知らせはしてあるが、まだ提出していないところもあるので、至急申請するよう要望している。

なお各人の検査日については、日割を決定次第通知することになつている。

註　計量器検査の意義その他について参考までに次にあげてみよう

一、定期検査の意義

計量法の取締りは計量法の目的を完遂するためのものであつて、即ち法律で定めた単位で正確に正しい計量器で計量することによつて社会生活は明朗となり文化の向上も経済の発展もあるので万一にも不正器物を使用しまたは不正に計量するにくむべき悪質者があるとせは社会世論に訴えてもその者を排除せねばならない。これがため計量法にいう取締りは、計量法の目的を遂行する上の行政措置でありそしてまた定期検査は、この取締措置の一端をなすものである。

二、定期検査受検の義務

計量器を取引上または証明上に法定計量単位によつて計量に使用する者は、その計量器について検査を受けねばならない義務を負わされている。

若しこれに違反した場合は五万円以下の罰金又は六カ月以下の懲役若しくは、懲役と罰金とを併科されることがある。

【註】1、法定計算量単位とは

イ・長さ＝米、尺、吋、ヤール

ロ・重さ＝貫、匁、キログラム、グラム

ハ・量　＝斗、升、合、勺、リットル

2、取引又は証明の意義

計量は社会生活の総ゆる部門において行われるが、計量法が規制するのは主として、取引上及び証明上に限られている。

『取引』とは物又は役務の給付を目的とする業務上の行為であつて有償、無償を問わない。即ち物だけでなく、役務も含まれるから雇傭、請負、委託等も取引である。

『証明』とは公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を証明することをいう。

3、定期検査実施区域内の市町村の事前調査

定期検査実施の公示があつた時は関係市町村長は法第百三十九条により計量器の使用者とその計量器の種類及び数量を調査し知事へ報告することになつている。

連絡を密に増産を期す

病害虫防除対策協議会と防除班

当町では昨年、農作物の災害、特に病害虫防除の徹底を期する目的をもつて、対策協議会及び防除班を組織したが、その事業内容や実施方法を次にあげてみよう。

金木町病害虫防除対策協議会

一、目的

農作物の災害特に病害虫防除の徹底を期し生産意欲を増進せしめ農業生産の増強を図ることを目的とする。

二、事業の内容

1、農業災害特に病害虫の実態を科学的に調査し災害対策の技術的検討を行いその具体策を樹立する。

2、災害発生の虞ある時又は蔓延の虞ある場合は直ちに予防及び防止の具体的計画を樹て実施に当る。

三、実施方法

1、協議会の構成

会長	町長	花田　一
副会長	農業委員会長	田中　国吉
委員	金木町第一農業協同組合長	白川彌太郎
	経済委員長	白川　直義
	川倉農業協同組合長	其田市五郎
	農業共済組合長	傍島　正守
	植物防除員	中村　健輔
	〃	泉谷　正義
	改良普及主任	岩田　嘉行

2、運営方法

イ、会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理す。

ロ、委員会は対策の基本方針を協議決定するとともに左の業務に当る。

1、病害虫防除の時期方法費用負担等に関する企画

2、印刷物座談会巡回相談その他の方法による普及宣伝

3、県農事試験場の病害虫発生予報その他の情報の蒐集

4、防除に必要なる薬剤並に資材の確保及び斡旋配給

5、部落防除班への情報の提供並に技術の指導

6、薬剤の調整並に指導

金木町病害虫防除班

一、目的

農作物病害虫の発生及び蔓延を防止し薬剤散布に当り技術指導をなし、農業生産の増強を図るを目的とする。

二、事業内容

1、防除区域の病害虫の実態を調査し相互の連絡を密にし防除対策に努める。

2、班長及び班員は常時病害虫発生の有無を確認し、発生の惧れある時又は蔓延の惧れある時は対策本部長と連絡の上予防及び防止の指導をなす。

三、実施方法

1、防除班の編成　別紙編成表による。

2、連絡方法及び防除方法。

イ、病害虫発生又は発生の惧れある場合（別紙）

ロ、薬剤配布方法

3、経費負担

薬剤は所要量の1／2を役場より無償配布し、不足分の1／2は実施者負担実施に当る。

四、その他

1、班長は本剤の配布の受領量及び実施者に対しての配布量を帳簿に記載して保管して置くこと

2、対策本部長は各防除班毎に薬剤の品名及び割当量を決め班長に通知する。

3、所属する防除班の割当量（反別により割当する）を消費し終えた場合は残量のある防除班長と相談の上譲り受けること。

4、全防除班の割当を消費した後の薬剤は全部自己負担とする。

金木町病害虫防除班編成表

対策本部長　金木町長　花田　一

指導部長　普及員　岩田　喜行

指導員　病害虫防除員　中村　健輔

〃　泉谷　正義

第一班　昭和町、山道町、南新町田町、栄町、本町、朝日町、神明町、班長角田由吉（長作）副班長藤元市五郎（象次）班員角田昭太郎（愈作）荒関始（弱太郎）石戸谷健一（市太郎）竹内勇（鷹司）小林幸一（勇太郎）

第二班　浦町菖野町、寺町、新富町、若松町、米町、小川町、川端町、三軒町、班長津島正次郎副班長津島俊雄（民作）班員田中弘通（栄造）角田正義（サミ）沢田久春（久太郎）野宮武雄（兵助）中西敏三（直太郎）

第三班　沢部、班長白川竹治、副班長白川好年（征太郎）班員吉田米逸、工藤正見（權作）白川幸雄

第四班　蒔田、班長吉田清作、副班長田中幸雄、班員白川鉄夫（重一）白川峰夫、吉田京一、吉田意智男、秋元喜一郎、白川久雄吉田賢一、成田忠昭、佐藤欣蔵德田又男、加藤車蔵

第五班　神原、班長前田由雄、副班長前田富美衛、班員前田清五郎、前田正光、秋元繁雄、前田俊雄

第六班　藤枝、班長成田平三、副班長今義弘、班員原田則雄、工藤石雄、工藤勝見、工藤金雄、外崎明、成田俊造

第七班　川倉、班長其田舜蔵、副班長中谷德蔵、班員白川義雄、泉谷照正、白川象太郎、秋元年一白川良道、泉谷繁雄、荒関繁夫泉谷竹彦、白川象丸、泉谷与右工門、泉谷柾次郎、其田忠吉、秋元健之進、泉谷佐太郎（勝蔵）白川文蔵

日本赤十字社々員名簿

（五月十八日現在）

◇本町

特別社員　角田正男、森岡重雄、鳴海健吉、西沢とみ、山田喜伍、佐藤直蔵、角田年江、阿部鉄雄

正社員　石戸谷政太郎、津島武三、中村国江、長尾永吉、白川よそ、津里行、太田昌三、荒井さわ松野きよ江、高橋哲夫、秋元永一佐々木勇、外崎恵一、大橋みん、外崎秀雄、角田裕香子、高橋英雄

◇神明町

特別社員　中谷吉次、秋元みち子、奈良克夫、花田アイ

正社員　長尾ヤエ、原田セツ、千葉せつ、小山内仁三郎、平井みち、角田彌之、羽賀国雄、木下カツエ、工藤房之助、中村伊佐美、新岡千代治、阿部重吉、高橋シゲ中村彌市、大橋恵雄、対馬力ネ、阿部勇三、角田德造、荒関通義、石戸谷定一、小笠原あね、中元みせ、石戸谷由雄、津島市太郎

◇三軒町

特別社員　気仙豊太郎、佐藤昇一

正社員　佐藤恵吉、藤元勇、白川健二、小笠原貞之助、藤元要吉斎藤蔵一、白川俊明

◇小川町

特別社員　北川亥之助、花田広木村清巳、三上藤一、新岡みよ、田村みちゑ、荒関淳一、大橋佐兵衛、原とよ、渡辺明、新岡功一、安田[illegible]、佐藤定一

正社員　高橋直三郎、福山恒四郎、佐々木法導、田村太郎、長谷彌市、岩城正吉、秋元常雄、佐藤栄太郎、長尾岩雄、大橋タヨ、笹木秀七、石岡満、山田豊、成田松太郎、伊藤儀市、岩間清美、鳴海伊三郎、森勇佐、福士年、岩間清勝、相馬のぶ、笹木正巳、笹木昭治、長内武雄、金田光正、大橋俊三、田村耕蔵、沢田永吉

◇蒔田

特別社員　吉田長一郎、吉田ハル

正社員　白川若葉、外崎たけ、佐藤多八郎、川口唯一、德田永太郎、田中佐之、吉田象一、吉田七郎、佐野専四郎、田中三、白川万蔵、白川嘉三郎、白川象雄、外崎精一、田中良次郎、加藤卓蘭、岡田伝作、秋元金作、秋元金次郎、吉田米五郎、傍島正守、田中柳吉黒滝喜之助、白川伝右衛門、田中いせ、吉田吉勝、白川いせ、白川源太郎、岡田重勝、川口豊衛、白川由吉、田中清一、田中多橋、田中重正、吉田由吉、白川重一、秋元東五郎、白川峰一、川口篤逸、川口亀十郎、吉田長三郎

◇川端町

特別社員　津島万次郎、伊丸岡勘二

正社員　長尾助石衛門、德田才助、津島朝五郎、津島又三郎、德田長助、下田鉄之助、野宮喜三郎津島万之助、角田文左衛門、德田吉太郎、伊丸岡徑子、角田宗助、長尾新太郎、津島源太郎、德田万之助、津島新五郎、德田長七、棟方喜一郎、大橋鉄五郎、長尾喜三郎、津島勘之助、花田柾二

◇不動林

特別社員　白川芳治、白川常英

正社員　角田勇次郎、白川恵雄白川重太郎、白川幸雄、吉田敏雄吉田徹正、吉田米逸、奈良俊德、吉田与七郎、白川慎一、白川象五郎、白川与惣吉、白川彌太郎、白川柾太郎、大刀川仲一郎、白川末太郎、白川清治、高橋時蔵、白川喜美雄、白川藤五郎、白川柾次郎、秋元良作、角田柾太郎、白川象四郎、白川清一、白川竹治、津島貞次郎、白川常一

◇南新町

特別社員　廣野ちゑ、中谷幸一成田清巳、秋元武勇

正社員　伊藤正美、川島松雄、米谷リセ、中村正造、荒関純輔村田恵三、助呂敏雄、荒関キネ、三浦佐吉、小田桐長一、長尾多市太田ユキ、金三郎、溜井要次郎、白川くによ、白川義孝

◇朝日町

特別社員　角田市五郎

正社員　竹内鶏吉、福長重恵、田中雄太郎、角田由吉、小林長太田中勇吉、櫛引政雄、千田正雄、佐藤直太郎、中村伴左衛門、阿部鉄雄、千葉種治、津島イシ、工藤清造

◇新富町

特別社員　秋谷清逸、角田又七大橋得司

正社員　沢田沢吉、川口豊三郎沢田与作、神康人、外崎又五郎、沢田茂太郎、津島友作、松尾邦衛棟方常雄、西谷正七、秋元武四郎

◇栄町

特別社員　浅木貞子、長利安吉菊地鉄郎、山田勝太郎

正社員　吉田喜久衛、福士勇三長尾マチ、山田三太郎、阿部キクエ、沢田富男、古川ハナ、山形ステ、新岡良一、伊藤秀三郎、野崎秀之助、近藤弘子、下山フサ、大橋いく、下山春江、太田たみ、木村サダ、秋元きみ、田中和子、野宮ヤサ、木村サカエ、原田リエ、田中京、大橋渉、溜井万蔵

◇米町

特別社員　野宮平助

◇寺町

特別社員　芳賀恵一、高橋常作星野正二、須藤国雄、芳賀恵男、長内健造、角田ナミ

◇川倉

特別社員　中谷新一

◇藤枝

正社員　原田竹三郎、小山内市男、原田富五郎、原田敏夫、工藤平三郎、工藤善助、坂本嘉七郎、工藤源三郎、秋元三四郎、外崎良作、小山内金四郎、成田彌十郎、工藤鉄雄、工藤勇義、工藤彌十郎工藤隆、工藤岩五郎、工藤武一郎坂本又五郎、工藤啓吉、成田平三郎、原田永太郎、成田清一郎、工藤長七、原田彌一郎、原田文雄、成田豊吉、竹内義一、工藤繁太郎、竹内定一郎、工藤繁次郎、荒井キヨ三橋市之助、竹内義治、今富士之助、三橋竹五郎、竹内正雄、竹内義雄

◇見崎町

正社員　中田敏郎、津島ヨチエ福井千代、浅田定雄、石戸谷末五郎、大橋勇五郎

以上五月十八日現在

特別社員五四名、正社員二八七名未加入町内及び部落名、山道町、田町、米町、神原部落、川倉部落、大東ケ丘、若松町

りんご速報板の利用を

北地方りんご事務所金木出張所では、毎月の指導事項を『りんご速報板』に掲示しているが、同出張所では、町の害虫に利用して下さいと要望している。

『りんご速報板』の掲示場所は、金木駅前通りの秋元肥料店前であるが、川倉農協ではこれと同様の速報板を設けている。

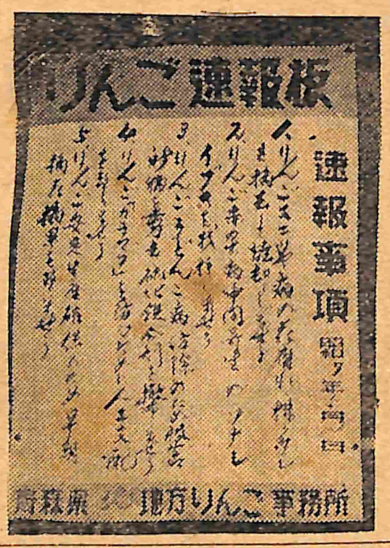

モニリヤの予防と人工交配で

長期天気予報から七月は気温が並か多少低めとあるので花芽の分化にも好都合であるといえる。

また五月以降の降水量は並か、やや高めとあるので実止り後の果実の発育もよいと思われる。

このように本年のりんご栽培は順調に進むものと思われるが、次のような点に注意する必要があろう

四月は不順気味とあるのでモニリヤ病の発生を極力少くするように努力し、薬剤散布は業者の発生を少くする工夫が大切である。

五月は順調であるとしてもりんごの授粉授精期間は僅か一週間程度であるから開花初めからの天候に注意し場合によつては人工交配によつて実止りを確保する。

梅雨末期に近づいて大雨が降り易いとあるので傾斜地では予め土壌侵蝕防止をはかる必要がある。

29年度金木地区消防観閲式表彰者

（五月五日）

青森県消防協会長表彰

功労章	贈星	第一分団青	荒関純輔
勤功章	〃	本団部長	津島金吾
〃	〃	第二分団班長	其田正信
〃	〃	第三分団班長	白川源太郎
〃	〃	第六分団長	白川竹治

青森県消防協会金木支部長表彰

勤功章	贈星	第一分団	田中勝雄
〃	〃	〃	新岡千代志
〃	〃	第二分団	白川德政
〃	〃	第三〃	白川鉄夫
〃	〃	第四〃	荒関則昭
〃	〃	第五〃	原田文男
〃	〃	第六分団班長	白川永一

金木消防團長表彰

勤功章	贈星	第一分団	藤元政之助
〃	〃	〃	中村勝次
〃	〃	第二分団	白川豊治
〃	〃	第三〃	石戸谷源太郎
〃	〃	第四〃	津島邦雄
〃	〃	第五〃	小山内孫一
〃	〃	第六〃	白川喜八郎

青森県消防協会長

感謝状	贈星	金木	角田又七
〃	〃	〃	久保政太郎
〃	〃	沢部	白川芳治
〃	〃	川倉	白川長吉
〃	〃	藤枝	成田清一郎

青森県消防協会長

永年勤続章	第二分団	十年	其田乙一
〃	〃	十五年	対馬要治
〃	〃	十五年	白川豊吉
〃	第三分団部長	十五年	米五郎
〃	第五分団長	十年	成田勝之進